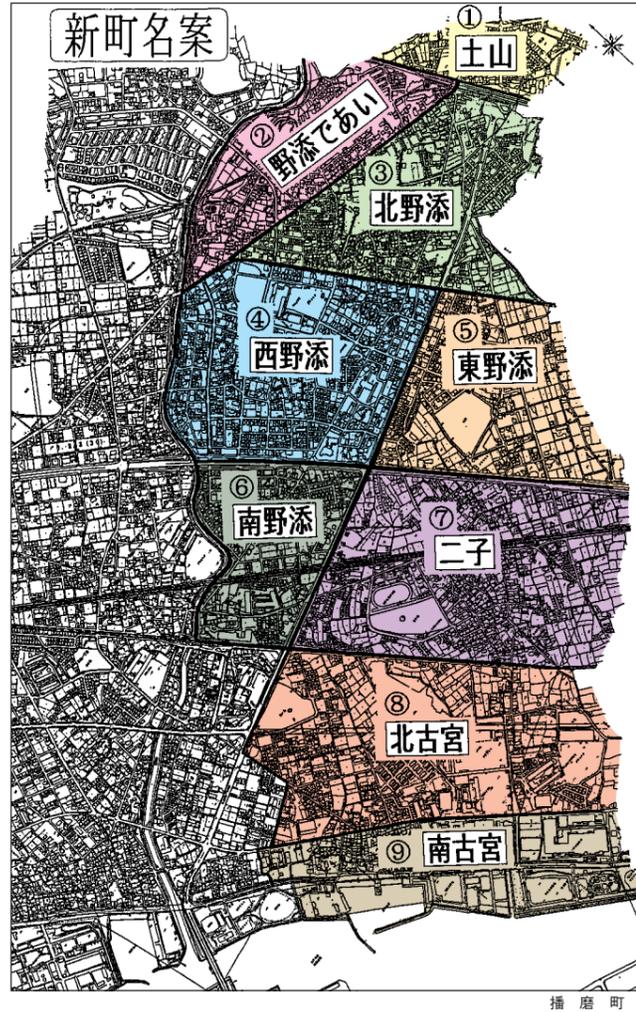


町政モニター員に みんなの声でまちをつくらう お聞きしました

施設の使用料と住居表示についてご意見を伺いました

問い合わせ 総務課 ☎0794 (35) 0355



「住居表示」について

皆さんの住んでいる住所を分かりやすく表示して、郵便・宅配などの流通サービスや救急車両などの緊急行政サービスを正確に迅速に享受できるように住居表示を実施しています。現在、喜瀬川より東側地域を対象に取り組んでいます。

区域割りについては、2年前に当時の関係自治会長の方々の大方の承諾のもと、案は固まってきており、それぞれの区域の新しい町名称案を作り、関係者の方に案についての意見聴取をお願いしており、いろいろな幅広い意見が寄せられているところです。

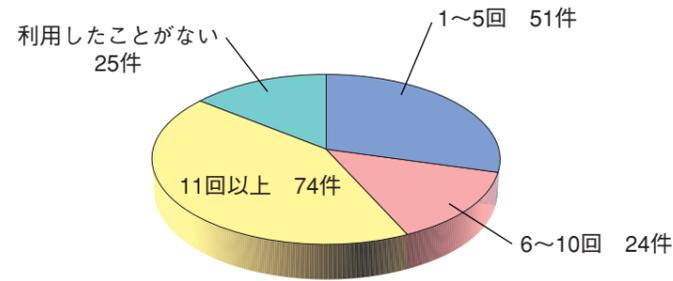
そのような中で、町が示しました名称案について、住民がどう思っているのかを把握するために、モニター員の方々に「意見をお寄せいただきました。結果は、次の通りで、町名称案は大方の方に分かりやすいと支持を受けています。しかし、少数の方からは、名称案について部分的に違う意見や住居表示実施自体が疑問だとする意見も寄せられました。

住居表示の意義や利便性・有益性を引き続き住民の皆さんに説明し、ご理解を得られるよう努め、できる限り速やかな実施を目指しておりますので、多くの方のご協力をお願いします。

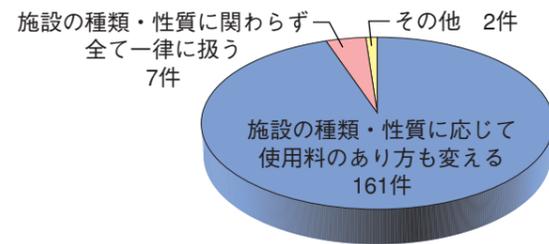
「施設の使用料金」のあり方について

住民の方の体力向上、健康維持や文化・教養・コミュニティーの活動拠点のために造られた公共施設を維持運営するために、使用される方に負担いただく使用料と住民の方から納めていただいている税金を使っています。現行の使用料金のあり方について、使用する人としていない人の間に受益者（使用する者）負担の公平性はどうか？ また、適正な料金に設定されているでしょうか？ 町政モニター員の方に意見を伺いました。結果は、次の内容でした。皆さんの思っておられることとどうでしたか？

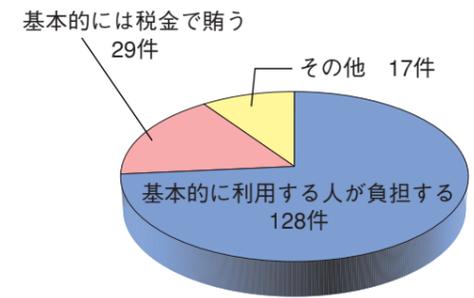
問1 町の施設（体育館、球場、図書館、中央公民館、コミュニティセンター、健康いきいきセンター、福祉会館など）の1年間の利用回数は



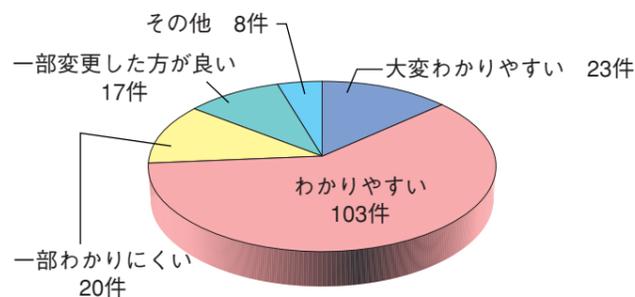
問3 施設を種類・性質別（スポーツ、文化、健康、福祉、民間でもある施設、民間にはない施設）に区分し、使用料の算定基準とすることについてどう思われますか



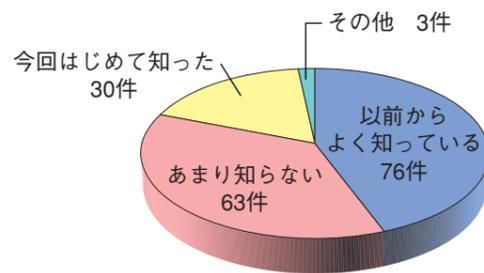
問2 施設を利用する人の使用料の負担についてどう思われますか



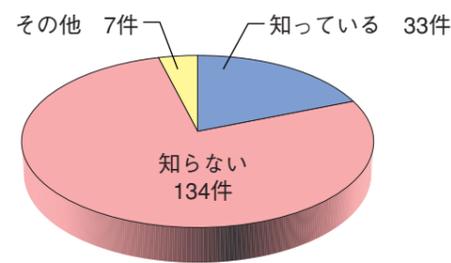
問2 今回の町名案についてどう思われますか



問1 住居表示の制度はご存じですか



問5 施設の使用料の減免制度のことを知っていますか



問4 施設の使用料を算定するための経費はどれが必要と思われますか（複数回答可）

